（注意事項）

1　一般的事項

⑴　この様式において「議決権」とは、法第29条の４第２項に規定する議決権をいう。

⑵　この様式において「特別の関係にある者」とは、令第15条の10第１項に規定する特別の関係にある者をいう。

2　個別事項

⑴　届出義務発生日

特定主要株主（法第32条第４項に規定する特定主要株主をいう。）以外の主要株主（法第29条の４第２項に規定する主要株主をいう。）となった日を記載すること。

⑵　提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

「本店の所在地」欄には、当該金融商品取引業者の本店の所在する都道府県名を記載すること。

⑶　提出者に関する事項

イ　「１　個人　２　法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

ロ　個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ　「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ニ　議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融商品取引業者の議決権の数により記載すること。

ホ　「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の４第４項第１号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第十一号一⑮②中「単位型投資信託」を「単位型外国投資信託」に、「追加型投資信託」を「追加型外国投資信託」に、「株式投資信託計」を「株式外国投資信託計」に、「公社債投資信託計」を「公社債外国投資信託計」に、「不動産投資信託計」を「不動産外国投資信託計」に、「その他投資信託計」を「その他外国投資信託計」に改め、同様式一⑮②に次のように加える。

（注意事項）

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

別紙様式第十一号一㉑中「投資信託及び投資法人に」を「投資信託、外国投資信託及び投資法人に」に改め、⑤を⑥とし、同様式一㉑④中「投資信託及び投資法人」を「投資信託、外国投資信託及び投資法人」に改め、ロをくとし、イの次に次のように加える。

ロ　外国投資信託

外国投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	基準価額	過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
			百万円	百万円	円	%	%	

（注意事項）

1　単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。

2　記載は、設定日の順序で記載すること。

3　追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」欄の記載を要しない。

4　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」欄に記載すること。

5　外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

別紙様式第十一号一㉑中④を⑤とし、同様式一㉑③中「投資信託財産」を「投資信託財産、外国投資信託の信託財産」に改め、同様式一㉑中③を④とし、②を③とし、①の次に次のように加える。

②　外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
単位型外国投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型外国投資信託								
株式外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
公社債外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
不動産外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
その他外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
外国投資信託計								
親外国投資信託受益証券								